

< 関 連 資 料 >

1 障害者自立支援法等の改正について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

原則として平成24年4月1日施行（予定）

- 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日（予定））から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- （その他）(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

① 趣旨

(施行期日)
公布日施行

趣旨

(課題) 改正の趣旨を明確にする必要。

→ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において
障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律を整備するものであることを明記。

② 利用者負担の見直し

(施行期日)
平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日(予定))から施行

利用者負担の規定の見直し

(課題) 累次の対策により、負担上限額は大幅に引き下げられており、実質的に負担能力に応じた負担になっているが、法律上は1割負担が原則となっている。

→ 法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化。
(ただし、サービス利用量が少なく、1割負担の方が低い場合には1割)

※ 例えば、現在、市町村民税非課税世帯については、利用者負担は無料。

※ 利用者の実質負担率0.37%(H22.10国保連データ)。

利用者負担の合算

(課題) 障害福祉サービスと補装具の利用者負担の上限額は、それぞれに別に設定されている。

→ 高額障害福祉サービス費について補装具費と合算することで、利用者の負担を軽減。

利用者負担の規定の見直し（平成24年4月1日施行予定）

- 今般の改正により、負担能力に応じた利用者負担とすることを法律上明確化。
- これにより、障害者等に支給される介護給付費等の月額、以下のとおりとなる。

（改正前） **障害福祉サービスに要する費用の額の100分の90**



ただし、当該費用の1割相当額が、家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超える場合は、支給される月額を100分の90を超え100分の100以下の範囲内で調整。

（改正後） **障害福祉サービスに要する費用の額** —

家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額

ただし、当該政令で定める額が当該費用の1割相当額を超えるときは、
当該1割相当額

※ 自立支援医療、補装具、障害児通所支援、障害児入所支援等に係る利用者負担及び給付費についても同様。

- 「家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額」（負担上限月額）、その判定基準（階層区分、世帯の範囲等）などについては、予算編成等を踏まえながら順次連絡。

利用者負担に係る規定の見直しについて

○市町村が障害者に対して支給する給付費の月額

=

かかった費用の額

－

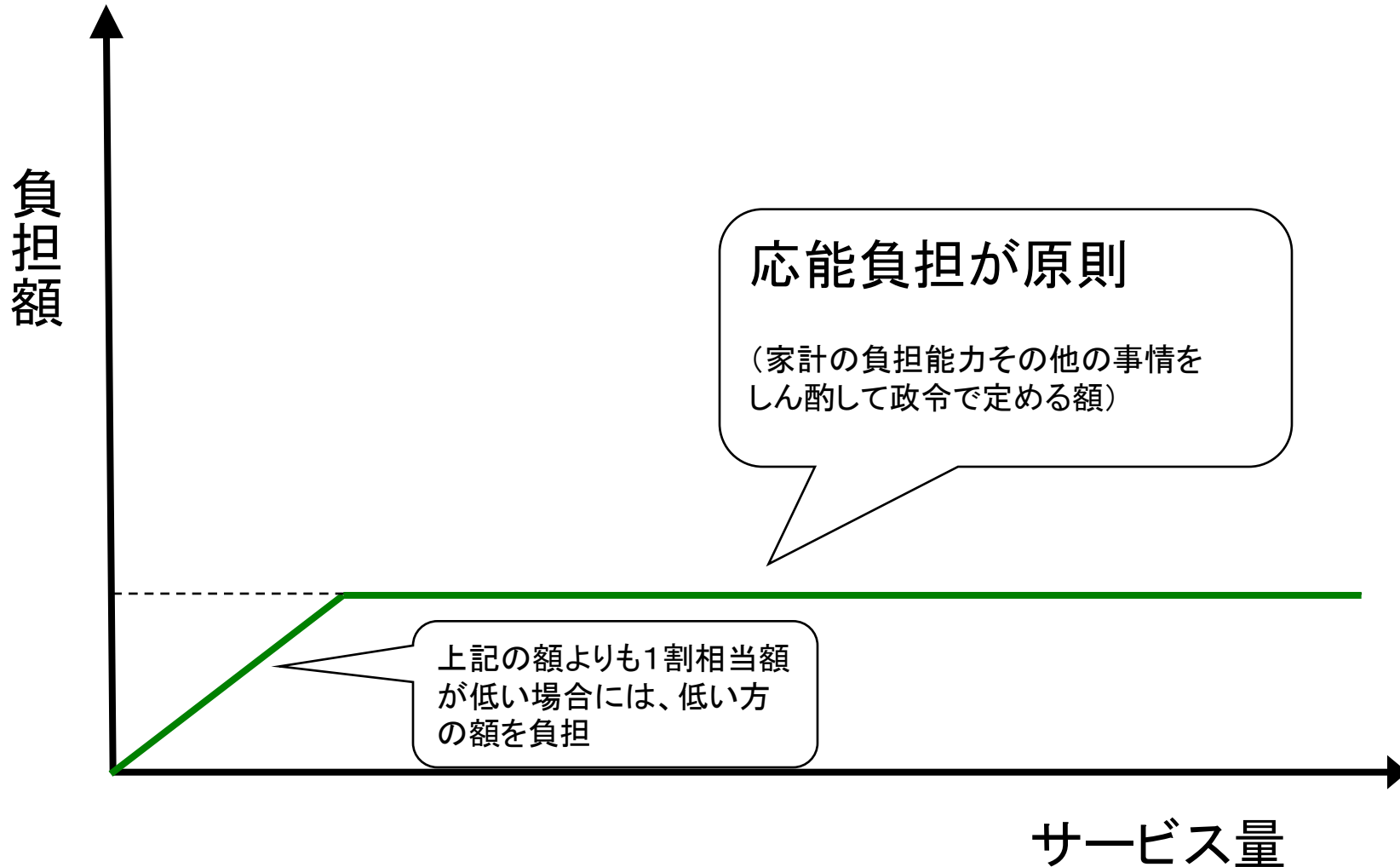
一部負担の額

・応能負担が原則

〔 家計の負担能力その他の事情を
しん酌して政令で定める額 〕

〔 上記の額よりも1割相当額が低い
場合には、低い方の額を負担 〕

利用者負担の規定の見直し



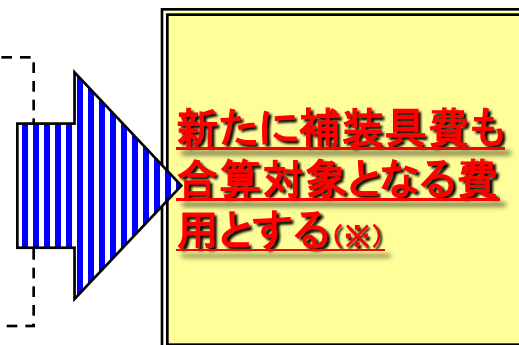
利用者負担の合算（平成24年4月1日施行予定）

- 今般の改正により、高額障害福祉サービス費等の支給対象に補装具に係る利用者負担を加え、高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を支給。
 - 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費は、同一の世帯に属する支給決定障害者等に係る以下の利用者負担の合算額が一定の額を超える場合に、当該超える部分に相当する額を支給（償還）するもの。
 - ① 障害福祉サービスに係る利用者負担
 - ② 補装具に係る利用者負担
 - ③ 介護保険法に基づく居宅サービス等に係る利用者負担
 - ④ 障害児通所支援に係る利用者負担
 - ⑤ 障害児入所支援に係る利用者負担
 - 詳細は、予算編成等を踏まえながら順次連絡するが、基本的な考え方は以下のとおり。
 - ・ 自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療に係る利用者負担については、従来と同様、合算の対象外であること。
 - ・ 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を併給する場合は、それぞれの支給（償還）額につき、従来と同様の方法により按分して算出するものであること。
- ※ 高額障害福祉サービス等給付費及び高額障害児通所給付費は市町村、高額障害児入所給付は都道府県、指定都市及び児童相談所設置市において支給

高額障害福祉サービス費の補装具費との合算

○ 現在、「高額障害福祉サービス費」は、次の各サービスの利用者負担額を合算した額が基準額を超える場合に、基準額を超える額を償還して給付する制度。

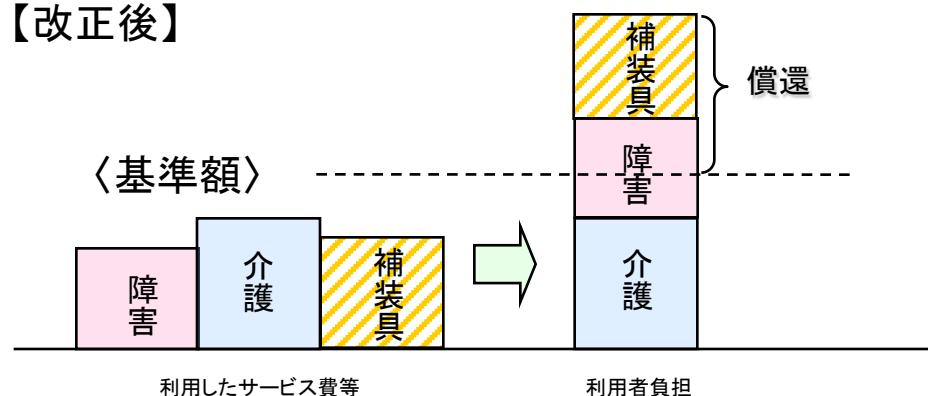
- ① 同一世帯の他の者が利用する障害福祉サービスに係る費用
- ② 障害福祉サービス利用者本人が利用する介護保険法上のサービスに係る費用
- ③ 同一世帯の児童が利用する児童福祉法に基づく障害児支援に係るサービスに係る費用



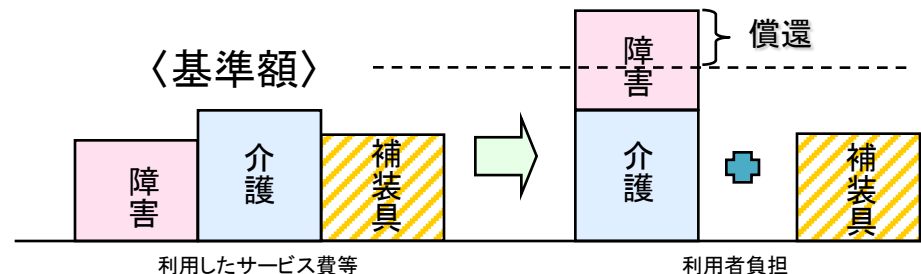
※補装具費は、世帯の中に市町村民税所得割額が46万以上の者がいる場合は公費負担の対象外（現行どおり）。

＜例：同一人が障害福祉と介護保険のサービスを利用及び補装具費の支給を受けている場合＞

【改正後】



【現行】



③ 障害者の範囲の見直し

障害者の範囲の見直し

(課題) 発達障害は、概念的には精神障害に含まれるが、そのことが明確にされていない。

→ 障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明示。

※ 発達障害については、発達障害者支援法が整備され、発達障害の定義規定も置かれている。

※ あわせて、高次脳機能障害が対象となることについて、通知等で明確にする。

○ 障害者の範囲について

◆障害者自立支援法との関係について

発達障害は従来より障害者自立支援法の対象として取り扱われてきたところであるが、今般「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）」により、障害者自立支援法第4条第1項において、発達障害は精神障害に含まれるものとして法律上に明記されたところであり、各種サービスの対象となるので、改めて管内市区町村及び関係機関等へ周知願いたい。

【 発達障害の定義 】

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害（発達障害者支援法第2条）

※ I C D－1 0（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）におけるF80-98に含まれる障害
（平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知）

（参考） I C D－1 0（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）

第5章 精神及び行動の障害（F00-F99）

		<法律>		<手帳>
F00-F69	統合失調症や気分（感情）障害など	精神保健福祉法	障害者知的 福祉法	精神保健 福祉手帳
F70-F79	知的障害<精神遅滞>			療育 手帳
F80-F89	心理的発達の障害 （自閉症・アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、 学習障害など）		発達障害者支援法	精神保健福祉手帳
F90-F98	小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 （注意欠陥多動性障害、トゥレット症候群など）			

【 精神保健福祉法における精神障害者の定義 】

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者
(精神保健福祉法第5条)



※神経症性障害、ストレス関連障害、成人の人格および行動の障害、食行動異常や睡眠障害を含む生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群、心理的発達の障害(F8)、小児(児童)期および青年期に生じる行動及び情緒の障害(F9)など

【 障害者自立支援法における障害者の定義 】

この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 **(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、**知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者をいう。
(障害者自立支援法第4条第1項)

<発達障害児(者)の利用が見込まれる主なサービス>

(1) 相談支援事業

(2) 日中活動系サービス

- | | |
|-------------|-----------|
| ①就労移行支援 | ②就労継続支援 |
| ③自立訓練(生活訓練) | ④児童デイサービス |

(3) 訪問系サービス

- | | |
|-------|----------------|
| ①行動援護 | ②短期入所(ショートステイ) |
|-------|----------------|

(4) 居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)

(5) 地域生活支援事業

- ①移動支援

④ 相談支援の充実

(施行期日)

原則として平成24年4月1
日施行(予定)

相談支援体制の強化

(課題) 障害者の地域生活にとって相談支援は不可欠であるが、市町村ごとに取り組状況に差がある。
また、地域の支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会の位置付けが法律上不明確。

→ 地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター(基幹相談支援センター)を市町村に設置。

→ 自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。

※ 市区町村における地域自立支援協議会の設置状況 85%(平成22年4月)

→ 地域移行や地域定着についての相談支援の充実(地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)。

支給決定プロセスの見直し等

(課題) サービス利用計画の作成については、①計画の作成が市町村の支給決定後となっている、②対象が限定されている、などの理由からあまり利用されていない。

→ 支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。

→ サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大。

※ 現在のサービス利用計画作成費の対象者は、重度障害者等に限定されており、利用者数は3,413人(平成22年4月)。

基幹相談支援センター

- 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
- 市町村又は当該業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業者その他の省令で定める者が設置することができる。

設置できる者

■市町村

■市町村が委託する者
(一般相談支援事業者等)

※設置するかどうか
は市町村の任意

《基幹相談支援センター》

- 身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行う

地域における相談支援の
中核的な役割を担う機関

(基幹相談支援センターが行う業務のイメージ)

- 自ら、障害者等の相談、情報提供、助言を行う。
- 地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う。

「自立支援協議会」を法律上位置付け

- 障害者の地域における自立した生活を支援していくためには、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要である。
- これを担う「自立支援協議会」について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。
- 自立支援協議会を設置した都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないこととされている。

※ この改正の施行日は平成24年4月1日を予定しているが、「第三期障害福祉計画（平成24年度～）」の作成に当たっても、今回の改正の趣旨を踏まえ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めること。

【自立支援協議会を構成する関係者】

